

項目	意見の概要	考え方
経過措置	<p>施行の前後で日当の金額が変わるため、新規定と旧規定の対応関係に係る経過措置を設けるべきではないか。(個人)</p>	<p>「この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項の旅行に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。」と経過措置を定めています。</p>
金額	<p>本改正案の300円増額は物価上昇を踏まえ一定の合理性を有し、執行実務を支える最低限の制度維持としては理解できるが、実質的には象徴的増額にとどまる。高度専門人材の市場報酬との乖離は著しく、中長期的な専門人材確保に懸念がある。もう少し日当の金額を上げた方が良いのではないか。(個人、不明)</p>	<p>独占禁止法の調査手続における参考人及び鑑定人の日当の上限額の改正に当たっては、従前から経済変動等を考慮し、必要に応じて見直しを行ってきたところであり、最近の経済事情(人事院勧告等)に鑑み、日当の上限額を引き上げるものです。また、これまでも、民事訴訟費用等に関する規則(昭和46年最高裁判所規則第5号)に定められた、訴訟における参考人及び鑑定人の日当の金額の水準に倣って日当の上限額を決定し、改正を行っています。</p> <p>今回の改正に当たっても、同規則と並びをとり、令和7年度の人事院勧告の勧告率(民間給与との較差)である3.62%を乗じた結果算定された金額に、従前どおり50円単位で端数処理した金額としています。</p> <p>なお、過去5年間における支給実績はございません。</p>
案全体	<p>制度の利用実績等や改正の必要性に関する情報が示されていない。引上げについての具体的な算定根拠を可能な限り明らかにすべきである。(不明)</p>	<p>同上</p>
案全体	<p>近年における行政手続や司法手続のオンライン</p>	<p>御意見として承ります。また、今後も、経済情勢の変動</p>

項目	意見の概要	考え方
	<p>の進展を踏まえ、単純な日当額改定のみでなく、オンラインによる参考人審尋及び鑑定手続を前提とした制度を整備し、制度設計全体について見直すべきである。(不明)</p>	<p>や民事訴訟費用等に関する規則の改正の動向等を踏まえ、必要な改正を行う予定です。</p>
案全体	<p>本改正案は金額改定にとどまり、経済安全保障・GX推進・行政DXといった政策課題との整合性が不十分である。対面出席を前提とする制度設計は時代環境と乖離しており、オンライン参加の原則化や環境負荷低減を含む抜本的な制度見直しを中長期的視点から進めるべきである。(不明)</p>	同上
案全体	<p>裁量基準の不透明さや法令文の不明確さなど法技術上の問題も多く、法運用総括・審査基本事項の企画立案という本来の所掌を十分果たした改正とは評価し難い。(不明)</p>	同上
案全体	<p>旅費請求期間を30日以内とする第四条第一項の規定は、長期海外滞在者等には短すぎるため柔軟化が必要であり、また、第四条第二項の規定は、旅行中止・変更について「やむを得ない事情」等の抽象的概念についても、感染症・災害等への適用基準を明確化すべきである。(不明)</p>	同上
案全体	<p>引上げ根拠となる「経済情勢の変動」の内容が不明確であり、日当額を人事院勧告に連動させる合理</p>	<p>人事院勧告は民間給与実態調査等を踏まえた客観的指標であり、経済情勢の変動を反映した合理的な基準として</p>

項目	意見の概要	考え方
	<p>性や参考人と鑑定人の日当上限額に差を設ける理由が不明である。また、50円単位の端数処理（特に参考人分の切り捨て）は人事院勧告の趣旨を十分に反映しておらず、国家公務員給与の引上げが令和7年4月に実施された一方、本改正の時期は遅すぎる。（不明）</p>	<p>広く活用されているものであるため、従前から「経済情勢の変動」については人事院勧告の勧告率（民間給与との較差）で捉えることとしています。</p> <p>参考人と鑑定人の差異や50円単位の端数処理については、民事訴訟費用等に関する規則に定められた、訴訟における参考人及び鑑定人の日当の金額の水準に倣って決定しているものです。</p> <p>改正時期については、民事訴訟費用等に関する規則の施行予定日（令和8年7月1日）に合わせたものであり、予算成立後、政令の改正公布を行うのに必要な期間等を考慮した結果として相当であると考えています。</p>